

議案第 17 号

八幡浜市楠町物流倉庫の管理及び利用に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 28 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市楠町物流倉庫の管理及び利用に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜市楠町物流倉庫の管理及び利用に関する条例（平成 17 年条例第 185 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|----------------------------------|---------|--------------|-----------------|----------------------------------|---------|---------------|-----------------|
| 別表第 2 八幡浜市楠町物流倉庫使用料 (単位：円) | | | | 別表第 2 八幡浜市楠町物流倉庫使用料 (単位：円) | | | |
| 種類名 | 名称 | 金額 | 単位 | 種類名 | 名称 | 金額 | 単位 |
| (略) | | | | (略) | | | |
| 県野積場 | 楠町岸壁野積場 | <u>145.3</u> | 1 平方メートル 1 年につき | 県野積場 | 楠町岸壁野積場 | <u>143.45</u> | 1 平方メートル 1 年につき |
| 備考 (略) | | | | 備考 (略) | | | |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の八幡浜市楠町物流倉庫の管理及び利用に関する条例別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

愛媛県港湾管理条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。